

第一號議案 人夫名義に依る臨時工使用反對の件

本部執行委員會提出

主 文

我等は最も惡棘なる勞働搾取の一方方法たる人夫名義に依る臨時工の使用に絶對反對す。

理 由

人夫名義を以て臨時工を使用する惡制は、軍需インフレ、輸出インフレの最高潮と共に益々近來擴大されて來た。人夫名義に依る臨時工は一定の期間を限つて使用し、必要に應じて再雇傭し、特定の作業に限つて使用するものと稱して短期雇傭をなし、事實上熟練工たるにも關らず人夫名義を以て數年間繼續使用し、しかも極めて低廉な賃銀を以て雇入れ人夫名義の故を以て退職手當、勤続手當を支給せず、健康保險の被保險者より除外し、資本家の都合に依りて自由に解雇するなど、勞働搾取の最も陰險惡棘なる手段である。この人夫名義に依る臨時工の使用は獨り臨時工自身の失業不安、勞働條件の劣惡なるに留まらず、引いては一般勞働者の待遇を低下させる素因となるが故に絶對反對をするものである。

實 行 方 法

總同盟本部並に日本勞働組合會議へ申達し政府に對しこれが禁止要求の運動に協力すると共に、本年度總同盟全國大會を機し代表を擧げて政府の關係當局へ警告し、新執行委員會は先ず福岡縣知事、縣警察部長を訪ねてこの惡制を現に採用しつつある資本家へ警告を發するよう懇請し、併せてかゝる惡棘、陰險なる資本家に對しては本大會の名を以て抗議を發しこれが廢止を要求する。